

24億2634万円の政策予算が成立

柳川市一般会計補正予算（第1号）が6月の市議会定例会で可決、成立しました。

今年度の当初予算は、市長選挙前であったため、経常的な経費を中心に編成していました。そのため、今回の補正予算では、市長の政策的新規事業などの予算となっています。

補正予算の総額は24億2634万円で、当初予算と合わせると、予算総額は305億5334万円（前年当初比25億1134万円、9.0%増）となっています。補正予算の主な事業を、6つの政策ごとに紹介します。

問い合わせは、市財政課（☎77・8432）まで。

1 災害のないまちへ

災害時に、行政区長や民生児童委員などの地域リーダーに迅速かつ確実に災害情報を伝えるため、同報系防災無線の個別受信機整備が4190万円、および防災マップ作成経費400万円などです。

2 農漁商工業が賑わうまちへ

住宅を市内の事業者を使って改修する場合に一定の助成を行う住宅リフォーム助成事業補助金が500万円、商店街自らが企画提案する事業に対して助成を行う未来のために頑張る商店街応援事業補助金が400万円、柳川ブ



▶防災行政無線の個別受信機。行政区長や民生児童委員、市消防団幹部などの自宅に510台配備（写真はイメージ）



▲沖端水天宮祭の撮影に訪れた、SBS オーストラリアTV局スタッフ。フィルムコミッション事業でドラマや映画などのロケ誘致を図り、柳川の魅力を高める



▲26年度までの2年かけて改築される二ツ河小学校

ランド担い手育成のための起業チャレンジ支援事業費が103万8000円などです。

3 観光と文化の薫り高いまちへ

公共事業整備ガイドラインの策定や重点地区のまち並み整備の検討により、良好な景観形成を進めるための景観形成推進事業費が140万円、ホームページを作成するなど、ドラマや映画などの誘致を図るため情報発信を行うフィルムコミッション事業費が175万円、観光ガイドブック作成事業費が553万円、水郷柳川おもてなし文化創造事業費が834万3000円などです。

4 子育て福祉のまちへ

子ども・子育て支援事業計画の策定費が250万7000円、大和総合保健福祉センター内の浴室の老朽化による改修費が330万円、都市圏住民が柳川での生活や就労を体験してもらうことで、外からの視点で地域産業や資源を生かした仕事づくりを行い、定住化を進める「地域おこし協力隊事業」や、昨年寄付を受けた民家を活用した滞在型体験施設の整備費などの定住促進事業費が1913万円などです。

5 便利で住みよいまちへ

柳川地区の校区公民館改修費が1億3530万2000円、大和・

三橋地区のコミュニティセンター建設事業費が5億7275万1000円（造成1校区、建設6校区、設計2校区）、中山集会所改築事業が8589万9000円、市民武道場改築および、大和・三橋地区の体育施設改修費が合わせて1億4112万円などです。さらに、市民文化会館（仮称）基本構想策定費が601万5000円です。

6 市民目線で行革のまちへ

市のホームページリニューアル業務委託料が700万円、庁舎等ネットワーク再構築委託料が787万5000円、職員がおもてなしの心を持って業務や地域活動などに臨むための研修委託料が15万円などです。

その他

みやま市とのごみ処理施設統合に向け、両市のごみ処理基本計画を統合した計画の策定費が260万円、老朽危険家屋などを除却する場合に一定の助成を行う老朽危険家屋等除却促進事業補助金が500万円、二ツ河小学校校舎改築事業費が2億150万円などです。

また、職員の給料を7月から来年3月まで4.77%から9.77%減額するとともに、市長など三役についても10%削減するなど、人件費を約1億1565万9000円減額していきます。

柳川駅東部地区における都市計画の変更および決定

都市計画案を縦覧し意見書を受付

市は、都市計画案を作成しましたので、都市計画法に基づき、縦覧と意見書の受け付けを行います。

◆対象となる案

- (1) 柳川都市計画用途地域の変更
 - (2) 柳川都市計画準防火地域の変更
 - (3) 柳川駅東部地区地区計画の決定
- ◆縦覧と意見書の受付期間 7月17日（土）を除く、午前8時30分～午後5時

◆縦覧と意見書の提出場所

柳川庁舎2階まちづくり課、三橋庁舎2階区画整理推進室

◆意見書の提出

7月31日（水）の午後5時までに、まちづくり課または市区画整理推進室にある用紙に記入して、持参か郵送

◆変更・計画の概要

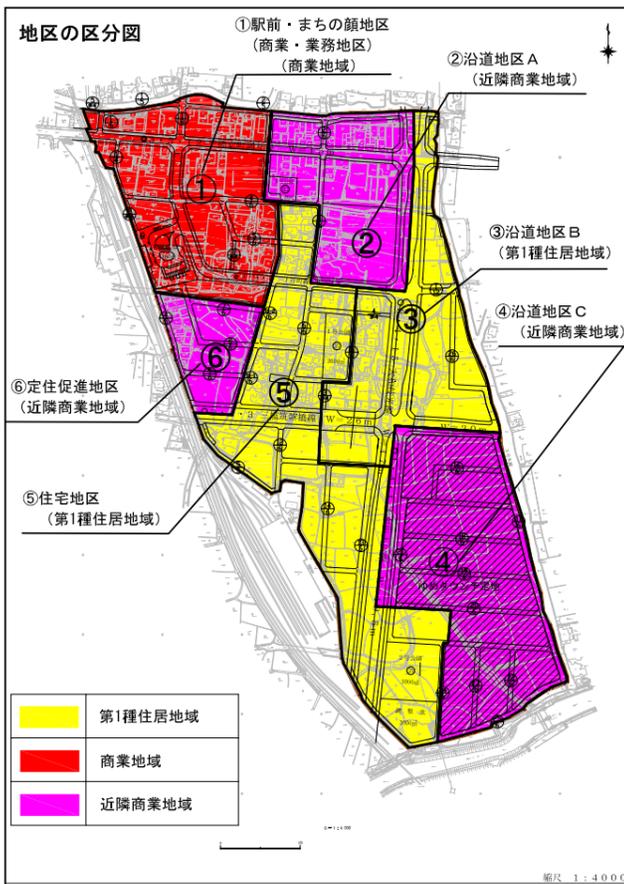
- (1) 柳川都市計画用途地域と(2) 柳川都市計画準防火地域の変更（図1）
- ▽第1種住居地域9.2haを近隣商業地域へ変更します。変更に伴い建ぺい率を80%、容積率を200%に変更。準防火地域として設定します。
- ▽商業地域0.004haを第1種住居地域へ変更します。変更に伴い建ぺい率を60%、容積率を200%に変更。準防火地域の設定を外します。
- ▽第1種住居地域0.1haを商業地域

へ変更します。変更に伴い建ぺい率を80%、容積率を400%に変更。準防火地域として設定します。

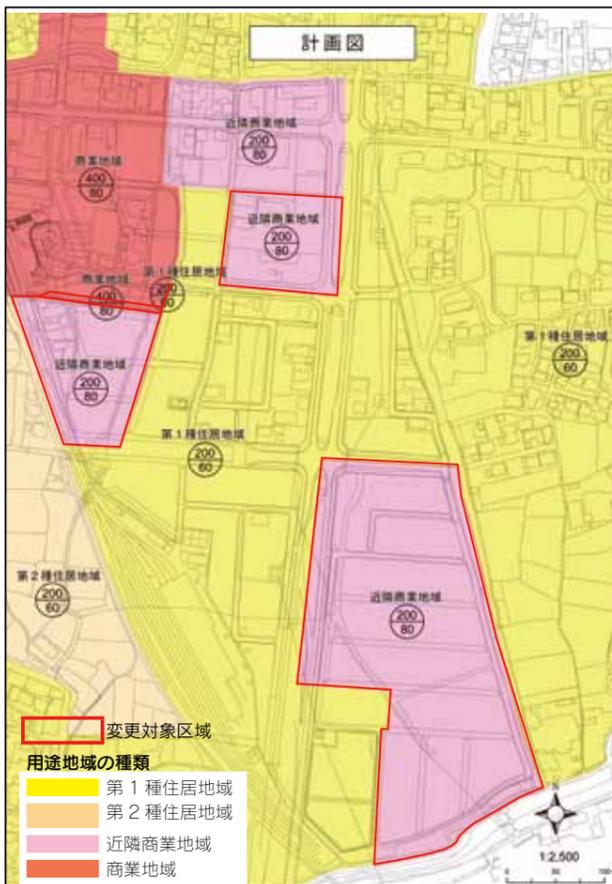
(3) 柳川駅東部地区地区計画（図2）

- ①駅前・まちの顔地区Ⅱ商業地域。柳川の玄関口として商業・業務施設を誘導。風営法が適用される用途等の制限を図ります。
- ②沿道地区AⅡ近隣商業地域。商業・業務施設と住宅とが調和した地区。風営法が適用される用途等の制限を図ります。
- ③沿道地区BⅡ第1種住居地域。住宅地区と商業・業務施設が調和した地区。
- ④沿道地区CⅡ近隣商業地域。大規模集客施設の誘導を図り、風営法の適用される用途等を制限します。
- ⑤住宅地区Ⅱ第1種住居地域。既存集落と調和した住宅地区として土地利用の誘導を図ります。
- ⑥定住促進地区Ⅱ近隣商業地域。風営法が適用される用途等を制限。共同住宅及び戸建住宅が調和するまちを形成し、定住促進を図ります。

- (1) (2) の問い合わせは、まちづくり課まちづくり計画係（☎77・8552）、(3) の問い合わせは、市区画整理推進室管理係（☎77・8824）まで。



<図2> 柳川駅東部地区の地区計画図



<図1> 柳川駅東部地区の用途地域、準防火地域変更の計画図